十四　利子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×１／２

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　利回各入札参加者のる発行の対象とする国債の銘柄　銘柄毎の基準利回は、平成二十八年七月七日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十八年七月七日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十八年七月十一日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付第三国庫債券（二年）（三百五十七回）	０・１％	平成三十九年十月十五日	六億円
利付第三国庫債券（二年）（三百六十回）	０・１％	平成三十年一月十五日	一億円
利付第三国庫債券（五年）（百十三回）	０・３％	平成三十年六月二十日	五十七億円
利付第二国庫債券（十年）（九百十一回）	１・３％	平成三十年三月二十日	十四億円
利付第二国庫債券（十年）（九百十四回）	１・７％	平成三十年六月二十日	百十六億円
利付第二国庫債券（十年）（九百十五回）	１・５％	平成三十年六月二十日	二百十八億円
利付第二国庫債券（十年）（九百十六回）	１・５％	平成三十年九月二十日	千三百九十四億円
利付第三国庫債券（十年）（八回）	１・３％	平成三十二年六月二十日	八十三億円
利付第三国庫債券（十年）（十回）	１・０％	平成三十二年九月二十日	五十一億円
利付第三国庫債券（十年）（十五回）	１・２％	平成三十三年六月二十日	五十三億円

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２０３号

熊本市西区河内町野出1238番地
債務者　松村由美子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉見　仁宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２５３号

熊本市東区長嶺南１丁目６番60号　グレースヴィラ長嶺２－101
債務者　岡田　恭太
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　一彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２７号

大分県豊後大野市犬飼町久原202番地３
債務者　佐藤　　宏
1　決定年月日時　平成28年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４２８号

横浜市神奈川区菅田町1622番地　市営菅田ハイツ８棟305号
債務者　宮山　一枝
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　睦巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月29日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７６号

京都府宇治市小倉町蓮池130番地の57
債務者　駒井　敦美
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸富　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４０号

神戸市西区井吹台北町１丁目17番地の１1019号
債務者　金川　和子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　進一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月15日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２４５号

熊本県上益城郡嘉島町大字鯰2782番地３
コーポサテライト202
債務者　柗田　　靖
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎　　崇文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４７５号

大阪府柏原市国分西２丁目３番66―206号
ハイツあかしど
債務者　山下　好美
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係